

平成27年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成27年12月7日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	河野 龍二	委員	西岡 克之
副委員長	分部 和弘	委員	吉岡 清彦
委員	浦川 圭一	委員	竹中 悟
委員	饗庭 敦子		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 中山 庄治

説明のため出席した者

生活福祉部長 松浦 篤美

（健康保険課）

課長 森川 寛子 係長 松田 祐貴

本日の委員会に付した案件

議案第 69号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 72号 平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

開会 9時26分

閉会 11時03分

○委員長（河野龍二委員）

皆さん、おはようございます。ただいまより、定足数に達しておりますので、産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成27年度第4回定例会本会議におきまして、本常任会に付託を受けました議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。なお、本会議で町長が申しあげましたものと重複するものがございますが、御了承願います。

本町における国民健康保険特別会計の現状は非常に逼迫した厳しい状況が続いております。皆様御承知のように、国保の被保険者は、年齢構成が高く、医療費水準も高くなっております。また、雇用情勢の回復で、被用者保険への加入者がふえたことと、高齢化により、後期高齢者保険へ移行する方が増加し、加入者も減少していることから、現状の税率での調定額も毎年減り続けている状況です。本町の医療費は、県下でも上位に位置し、国保会計の保険給付費も毎年2～3%増加しております。現行の税率については、平成24年度から適用しておりますが、この税率については、26年度までの3カ年を見通して改定をさせていただきました。最終年度である平成26年度の決算においては、単年度収支を見ると、約1億1,000万円の赤字となっており、24年度からの繰越金により、何とか収支を保つことができしております。なお、平成27年度においては、一部で制度等の改正が行われ、収入増が見込まれたことにより、現行税率での収支の見通しがたちましたので、税率改定は見送りました。しかしながら、平成28年度と29年度の収支につきましては、単年度平均で約6,500万円の不足が生じてくると試算をしております。また、平成23年度で皆無となった基金については、平成24年度以降積み立てを行っておりますが、現時点で3,350万円しかありません。基金取り崩しによる運用も不可能となっております。このような町の国保財政の状況を踏まえ、長与町国民健康保険特別会計健全性維持のための税率改定方針として、次の五つの項目を基本におきまして、税率改定の検討を行ってまいりました。まず1点目としまして、長与町国民健康保険特別会計は、原則、基金運用を含む独立採算での会計運営を維持するとしております。これは一般会計からの法定外繰り入れは国保被保険者以外の方が住民には多いため、その方々が、国保の費用を負担することとなることから、本町では、原則として行わない考えであります。2点目は、滞納整理を積極的にを行い、収納率を向上させるとともに、滞納額の減少を図るものとしております。国保の被保険者は所得の低い方が多く、滞納となる件数もふえています。本町としては、収納推進専門員の指導も仰ぎながら今後も滞納者との接触を図り、相談に乗る体制を築くことで、確実に納付に導くとともに、払えるのに払わないという悪質な滞納者に対しては、さらなる滞

納整理を行っていくものとしております。3点目は、今回の税率改定における税率適用期間は平成28年、29年度の2カ年とする。これは、平成30年度から、県による財政運営が行われるため、30年度以降については、県が標準保険税率を公表することとなっているためです。4点目は、28年度29年度の国保会計の単年度収支見込額は、9億7,000万円程度必要であるとしております。これは、医療給付等の伸び率を考慮して、国保会計の収支見込みを考えた場合の金額であり、単年度平均で約6,500万円の増加が必要となります。5点目は、本町の、課税方式を4方式から、資産割を廃止した3方式へ移行するとしております。これは前回の改定の際に、将来的に試算割を廃止するとしておりました。地方税法に規定されている課税方式が町村型とされる4方式、中小都市型と呼ばれる3方式、それから都市型と呼ばれる所得割、均等割額の2方式の三つのパターンがありますが、本町の環境は中小都市型であると判断し、また、町外に試算を持つ世帯との不公平を解消するためにも、今回の改定において、資産割を廃止したいと考えております。今回の税率改定においては、長崎県全体の市町を十分に精査するとともに、低所得者に配慮し、応益割の割合を低くなるように設定をいたしております。このような項目を基本に置いて、次のように税率の見直しを行うものとして、先般、長与町国民健康保険運営協議会へ諮問をし、承認を得たところでございます。それでは、今回の内容について、議案とともに説明をさせていただきたいと思っております。それでは、条文に従いまして説明をさせていただきます。第2条第2項から第4項までは、課税項目の資産割額を削るものであります。3条以降の改正については、率や金額についてでありますので、すいません、本日お渡しをしております、資料の方を、資料のすいません、1を見ていただければ、助かりますので、よろしく申し上げます。まず第3条から第5条の2につきましては、基礎課税額、これは、医療分に当たります、の改正になります。第3条第1項は、所得割の率を6.5%から7.5%に改めるものです。第4条は資産割の率の規定ですので、削除いたします。第5条は、被保険者均等割額を、2万1,200円から2万3,000円に、第5条の2は、世帯平等割額について、第1号は、一般世帯を2万800円から2万1,800円へ、第2号は、特定世帯の金額で、第1号の額の2分の1の額となります。第3号は、特定継続世帯の額で、第1号の額の4分の3となります。続きまして、第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金分で、第6条は、所得割の率を2.0%から2.1%に改めるものです。第7条は資産割の率の規定ですので、削除をいたします。後期高齢者支援金分については、均等割額の変更はいたしておりません。第7条の3は、世帯平等割額で、医療分と同じように、第1号は、一般世帯で、5,600円を5,700円に改め、第2号は、特定世帯で、第1号の2分の1の額、第3号は、特定継続世帯で、第1号の4分の3の額となります。第8条から第9条の3は、介護納付金で、第8条は資産割の率を2.2%から2.4%に改めるものです。第9条は資産割の率の規定ですので、削除をいたします。第9条の2は、被保険者均等割額を8,700円から8,900円に、第9条の3は、世帯平等割額で、4,9

00円から5,500円に改めるものです。続きまして、第21条は、軽減に対する均等額及び平等割額を定めたものになります。第21条の第1号は、7割軽減の関係となります。第1号イは、医療分の均等割額で、均等割額の軽減される額で、同号ロは医療分の平等割額となります。その内（イ）が一般世帯、（ロ）が特定世帯、（ハ）が特定継続世帯で、基準となる第5号の額の、それぞれの額の7割の金額となっております。同号ニは、支援分の、平等割額の軽減額も世帯ごとの額となります。同号ホは、介護分の均等割額の軽減額で、同号ヘは、介護分の平等割額の軽減額となります。続きまして、同条第2号は、5割軽減、同条第3号は、2割軽減の関係となります。同条第1号と同様にそれぞれの区分で、均等割額、平等割額の軽減額を改めたものでございます。なお、歳出後の額に1円未満の端数が生じた場合は、軽減額の方が多くなるように、切り上げといたしております。附則でございますが、第1項に施行期日を、施行期日は平成28年4月1日からとしております。第2項には、適用区分ということを規定いたしております。以上が提案の内容でございます。それでは、お渡ししている資料について簡単ですが説明をさせていただきます。資料1につきましては、今、説明をさせていただきましたので、一覧表という形でつくらせていただいております。続きまして資料2につきましては、県内の各市町の、平成27年度の税率の一覧表となります。なお、右はじの方にモデルによる保険税というところで、出してありますけれども、これを算定する所得と固定資産税は、6月1日現在で調整交付金算定時に資料を作成するんですけれども、その時の長与町の被保険者の平均値を使わせていただいております。なお、この表の1番下には、御提案申し上げております、率と金額についての、改正案の金額を記載しております。続きまして資料3につきましては、これは、課税所得額による、年税額の比較となります。7つの所得階層で、世帯人員1人と、また、介護分なし、介護分ありということで、算出をさせていただきます。資料4につきましては、課税所得階層別の世帯数と、それぞれの被保険者数となります。緑で色をつけているんですけれども、9割を超える方が、250万円以下の所得であるということが、おわかりいただけるかと存じます。資料5につきましては、4と同じような形なんですけれども、これは、滞納世帯の所得階層別の状況となります。なお、この滞納世帯につきましては、8月に保険証の更新を行うんですけれども、そのときに、短期保険証となった世帯となっております。なお、短期保険証となる世帯の判定基準は7月末の時点で、5期以上の滞納がある世帯としております。以上が資料の説明となります。御審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明を行っていただきました。皆様方に御相談ですが、資料が少しくさんありますので、いかがですかね、資料を見る時間をとったほうがよろしいでしょうか。それとも、そのまま質疑に入ってよろしいでしょうか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

せっかくですので、見る時間をもらってもいいんじゃないですかね、委員長の判断で。

○委員長（河野龍二委員）

はい、了解しました。それでは、50分まで、よろしいですかね、10分間ぐらい、9時50分まで、休憩といたします。

（休憩9時42分～9時50分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それではただいまより、質疑を行います。資料がたくさん出ていますけども、それぞれ資料の、確認するところもあると思いますが、議案の中身も含めてですね、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では、資料にもとづきながら説明を受けたいと思いますけれども、資料2ですね、今ちょっと先ほど、黄色いところはですね、平成27年、今年ですね、改定されたということを知ったんですけども、これが右のこのモデルに保険税がこれ決定された金額といますけれども、この佐世保なら、301,000円ですか、なってますけど、この改訂前がこういうことであって、これに、301,000円なったということで、上がったとか下がったもあると思いますけども、ちょっとすべて、この黄色ところ、わかっておれば、前のですね、書いてあるのか、301,000円が、だから29万になったのか、あるいは31万だったのが301,000円になったのか、ちょっとそれはわかりますか、それわからないんですね。ちょっと良かったらお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

申し訳ありません、他市町の改訂前の分については、算出をいたしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

勘というか、今までの経験からして、上がったところが全てなのか、ひょっとしたら下がったところがあるのかですね、そういう、資料無しでもいいですけど、後で良かったら出してもらいたいんですけど、今ちょっとそのこのところの、頭の、勘でもいいですけど、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、下がった所はございません。全て上がっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

こういう改定する理由の中でいくつか言われましたよね、4番目ぐらいに、28年度29年度の単年度として2カ年でこれをやるということで、ですけども、長与の場合はいくらぐらい、六千万ぐらい必要ということでちょっと聞いたんですけども、この改定によって、どれだけの、保険料収入が増額になるのか、ちょっとそこんとわかりますよね。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

この6,500万円につきましては、軽減前の、額という形で算出をさせていただいております。平均で、平均増加率、軽減後の額が平均増加率で、大体1万1千円程度増加するという形になっておりますので、トータルになりますと、5,900万円程度の保険税の増と、算出をいたしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、資産割の削除して、今度するということでありますけれども、その資産割を削除した分は、どこに主にかかるっていうふうになるのかその所得割、均等割、平等割に全体的に同じような配分になるのかそのあたりを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

資産割につきましては、応能割、応益割の方で見ますと、応能割、能力、という形での配分となりますので、所得割の方に資産割がなくなった分所得割の方を増やすっていうことになっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、資産割を減らすのは、資産が長与町外にあるからって言われたようにちょっと思うんですけども、そのあたりをもうちょっと詳しく説明していただきたいなど、なぜかっていうと、やはり資産を持つての方が高く払ってもらったほうが良いのではないかなという、思いがあるので、ちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

資産割については、固定資産税額に、応じて、率がかかるような形となっております。ですから固定資産税額がわかるのは、町内に固定資産を持ってらっしゃる方しかわからないんです。ですから例えば長崎市とか、ほかのところに、資産を持ってらっしゃっても、それについては課税することができませんので、町内に資産のある方と町外に資産のある方では、不平等になっているというのが現況であります。しかも、資産にかけるっていう、試算を持ってらっしゃるっていうことで、その資産を活用して、例えば不動産所得とかを得てらっしゃる方については、所得割の方に、不動産所得と出てまいります。ですから、資産を持っててもそれを、すぐ換価できるものではありませんので、やはり、資産割をかけるっていうのは、もう今の長与町の現状としては、難しいのかなって判断で、資産割を削るということにしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、そしたら資産割が今まであった分が金額としてどれくらいというのがわかれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

現行の資産割で、まず医療分がかかっているのが、920万円。それから、支援分が230万円。それから介護分がほしい140万円という金額が、税としてかかっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

それでは、資料4と資料5で、滞納世帯っていうところで、800万円以上の方がこれ滞納世帯にと見たらいいのか、ちょっと、説明していただきたいのと、800万以上ある方が滞納になぜなるのかなっていうところ教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、仰るとおり、800万円以上の課税所得がある世帯が2世帯あります。昔からの滞納が残っているっていうところもありはするんですけども、どうしても、申告をされて、税務署とかが入って、そこで申告をされて、1,000万近くの所得があったということで修正申告等で上がってくるっていうのが多いです。この方たちの場合も、そういう形で最初は少ない額だったんですけども、後から修正申告をされて、最高額の課税が来るということで、滞納になってしまうっていうことも多々あります。ですか

らこういう方々については、やはりそれだけの所得があると、税務署も認めているということですので、厳しい対応をしていかなければいけないということで、収納推進課とも話し合いをしながら、一緒に、もちろんこの方々はそれだけ所得がありますので、住民税もかかっておりますので、一緒になって対応をしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、それでは、この方々は今、短期保険になってるかと思うんですけども、それは、例えば今年度中に解消できそうっていうことで理解したらいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

1世帯につきましては、かなりの滞納額になっております。ですから、今年度中に解消っていうことは、まず難しいと思います。その世帯については、もう短期保険証ではなく、資格証という形で、保険証をではないものをお渡しをいたしております。もう1世帯につきましては少しずつ払っていかせてござりますので、ちょっと今年1年以内っていうのはどうかなっていうのはあるんですけども、短期証という形で、保険証を渡しして、収納を促しております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、すいません、同じページのこの未申告世帯ってところで、未申告世帯の方はこれでいくと短期保険証になってるのか、ちょっとよくわからないんですけど、この未申告世帯がどんな方でどんな保険なるのかを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

未申告世帯は、世帯の所得が全くわからないという形になります。もし、所得がない方がきちんと申告をしていただければ、7割軽減とか5割軽減とか、保険料安くすることがありますので、こういう方々は、もし所得がないんだったら申告をしてくださいってことをずっと言い続けて、電話等とかで話をしてるんですけども、一向に申告をしていただけません。そこがなかなか難しいところで、申告をされないのが所得割額はかからないんですけども、均等割、平等割額についてはもう満額かかるような形になりますので、未申告の世帯の解消も必要になってるんだなとは思っております。失礼しました、保険証については、資料5に上げてる分については短期保険証を渡ししている世帯になります。資料4にも同じように、未申告世帯228とありますけれども、この

除いた分につきましては、長期の保険証をお渡ししています。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、ではこの短期保険証世帯の分で、受診率ってわかりますか、どれくらいの受診率があるか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

すいません、短期保険証のところはどれくらい、受けてるか受けてないかっていうところまでは、確認はしてないんですけども、国保連からの帳票で、一年間全く、医療を受けてない方っていうリストは上がってくるんですけども、結構滞納世帯っていうのは多いのは事実です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

すいません、同じ資料の5です。ちょっと数字のマジックなのかわからないんですが、ゼロ円という、所得のところがありますよね。ゼロ円に課税っていうか、7割軽減やけん、ここちょっと意味がよくわからないんで説明していただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

この額は課税される額になります。国保の課税される額というのが、所得から基礎控除を引いた残りにかかるような計算になります。ですから、例えば基礎控除が33万円しかないの、33万円の所得の方は、マイナス33で所得ゼロという、計算になるのでこの0円のところに入ってまいります。それから、世帯の所得が33万円以下だと、7割軽減の世帯が対象、7割軽減になります。5割軽減になっている世帯があるじゃないかということなんですけどこれにつきましては、例えば世帯員がお2人いらっしゃる、なった時に一人が例えば30万円の所得、でもう1人が20万円の所得、だとします、世帯の中では50万円所得があります。でもそれぞれで計算をしますので、お互いは課税所得はゼロ円になります。ただ、世帯全員の所得が50万円あるというふうに考えますので、そうすると、世帯の中では33万円以上の所得がありますので、7割軽減にはならない。その代り、5割軽減になりますというような形での計算となっております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

ちょっと一点だけお伺いします。税率改定に伴って各自治体長崎県の審査委員会の中で、評価されるというふうに思いますけども、そういった中で、その委員会の中で長与町はどのような評価をいただいているのか、ちょっと分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

税率に関する評価っていうのは県の方で、いろいろ言うものではないかと思うんですけども、県の指導助言とか2年に1度入るんですけども、よく言われるのが長与町この税率でよくやっていますねっていうのは、実は言われております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

28年29年、もう既に6,500万不足ということだったですけど、今後の見通しやっぱり、これ全部見ると、まだずっと上がっていくという可能性十分ありますよね。その辺の見通しはどうですか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

すいません、今回の見通しっていうところで計算をしたのがですね、1人当たりの医療費の伸びを2%と見ております。給付費につきましては、被保険者数がちょっと減少しているっていう状況もありますので、全体での給付費の伸びは1.5%、という形で計算をしております。ただし、後期高齢者支援金と介護納付金につきましては、3%、1人当たり3%を見通して、被保険者数を勘案して後期支援金につきましては、全体で2%、介護納付金につきましては、1.7%という形での、全体での見通しは立てております。ですから、今後30年度以降につきましても、医療費が、恐らく伸び続けていくんではないかと思っておりますが、30年度以降、都道府県が財政運営を担うということと、それから国の方も、財政支援を、今以上に行っていくということも言っておりますので、そのあたりで、どういう形になっていくのかっていうのはちょっと今のところ見通しが立っていないとこではありますけれども、被保険者の負担がなるべく少なくなるような形になっていけばいいなと思っております。基本は、医療費の伸びが抑えられれば保険税は抑えられるっていうのが当たり前のことなんですけれども、ですから、健康で長生きをしていただくっていう形での、事業の推進っていうのも、国の方から、どんどん進めていくようになっていくことは言われております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

結局30年度以降は県のテリトリーになるから、要はもう長与町よりどんと上がるといようなこととなりますよね、形とすればね。その辺まで見越せということは言われないけども、30年からはもうものすごくあがるという感覚でおったほうが良いということですね、基本的にはね。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、議員さんおっしゃるように、恐らく、私たちもそれを1番危惧しております。どうしても県内、同じ保険になるっていうことですので、基本同じ所得ならば、同じ保険料を払うという考え方に立っていくのではないかと。ただし、国の方としては、例えば、長崎市の医療費等を見ていただくと、すごい金額になります。いつも長崎市、長崎市は大体1人当たり40万円をずっと超えるような形で、行っております。その分を、例えば、医療費の少ない小値賀町とか、そういうところが負担をしなきゃいけないのかということもありますので、国の方は、各市町でかかる医療費を、負担するような形で、税率をそれぞれ決めてくると、いようなことは言っております。今、説明ちょっと分かりにくかったですね、ですから、その決め方が来年1月に国の方がきちんと示すというふうに言っておりますので、それを見た上で、県内すべての医療費を、県内のすべての被保険者が負担するのか、それとも各市町でかかる医療費を各市町で、今までのような形で負担していくのかっていうことも、ちょっと変わっていくかと思います。ですから、後期高齢者医療保険のように、すべての医療費を一つの保険で賄うとなりますと、後期国保から後期に移ったときに長与町の被保険者の方はがんと保険料が上がったっていうことで、かなり苦情等も参っておりますので、そういう形になるんではないかっていうのは、危惧をしております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的には来年の1月ですか、指針が出るということですけど、基本的にはね、やっぱりみんな均等で、私はいくんじやないかなと思うんですよね。そうすると、やっぱりそれは事前にやはり皆さんまだ、住民の方はそういう感覚はあまりないからね、やっぱり、心の準備と言ったらおかしいけど、やっぱりそういう準備を、資料をやっぱり提供していくことは必要だと思うんですね。その辺は、これはもう、質疑にならないかもしれないけど、その辺は少し用心しながら皆さんに報告できるように、していきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

はい、国保には、健康保険と共済保険とか、協会けんぽとかいろんな方から退職したときに入ってきますよね。そういう方々が、病気を抱えて入ってくるというのが国保にあると思うんですよ。極端に言えば透析をしながら、会社に通って、退職すると、それずっと続いているので、退職してから国保に入っていく、そういう方々の負担も結構あるわけですよね、元気な、国保の方と違って、何を言いたいのかというと、そういう方々が入ってくる前までにしっかり病気を治して、来てくださいと、ある程度の治療をしてきてくださいよと、そこに必要なのは、特定健診という形、会社のですね、会社の健診が必要になってくるとでしょうけど、そういうふうな国保の、軽減策として、そういうふうなことを今してるのかなと、これは長与町だけじゃないんですよね、はっきり言って、悪いですけども、県全体国全体の問題でもあるんですけども、そういうことを働きかけというのはしてるのかなと思って、その一点ちょっとお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

議員さんおっしゃるとおりで、病気になって退職して国保に入ってくるという方もかなりいらっしゃいます。保険者協議会っていうのが、各県、長崎県もちろんあるんですけども、各保険者、国保、協会けんぽ、それから健保組合とか、すべての保険者が一緒になって協議を行うという形で保険者協議会っていうのができております。そこで、いろんな、重症化予防に関する事業とかを、やっていきたいと思いますということで話し合いが進められております。今、保険者協議会の会長が長崎市国保の方が会長になっておりますので、形で、国保の意見っていうのも、その保険税協議会の中でどんどん進めて、伝えていくようにはしております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その財源の件でちょっとお伺いします。先ほど28年29年に6,500万程度不足をされると、で今回の改正によって、約5,900万程度が、その税の増が見込まれることだと思うんですが、その不足分については、冒頭に、独立採算で運営をしていくんだということを仰ってましたけども、その不足分については、一般会計の繰出金か何かかってことで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

まず6,500万円の算出をするときに軽減を受ける前の額で、計算をします。まず100%の税率で計算をしていきます。そこで6,500万円っていう金額を出すんで

すが、そのあとに、軽減がかかる人たちっていうのがいらっしやいますので、その軽減をかけた後の金額がほしい、6,000万弱ということになります。その軽減のかかった、安くなった分というのは、今度は、保険基盤安定負担金という形で、国、県、町が、その軽減された税額については補てんをしますという、形になっておりますので、それは、一般会計の繰入金の中に入っているんですけども、それは法定外繰り入れという形で認められてるっていう金額になりますので、税率の計算をするときはもうそれは、負担金はもちろん入ってくるんだという頭の中で、必要な6,500万を含めた、その負担金も、保険基盤の負担金も含めた6,500万を算出しているような形です。ちょっとわかりにくくて申しわけございません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

まずは、今回の提案理由の中で、五つの視点において、提案をされたということで、この間、私は、法定外の繰り入れを実行したらどうかということ、提案させていただきましたが、今回の五つの項目の中では、法定外繰り入れをしないというふうに判断をされて、提案をされたということです。これまでも議論の中で、全国的には法定外繰り入れをされる自治体も、数多くあります。そういう意味では負担の軽減を図るためにも、法定外の繰り入れが必要ではないかというふうに思いますが、繰り入れにしないというふうに至った経緯があれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

まず、国保の被保険者が今9,400人前後で推移をしております。長与町の、住民は、4万2,000人ということで、ほしい22%の方しか国保に入っていないことになります。ですから、それ以外の方が国保の被保険者の方の分を負担するという形になってしまうのは、やはり、おかしいと。また、将来的に国保に入ってくるから負担してもいいじゃないかという考え方もあるのかもしれないですけども、今、78%の方々は、別の保険に入っている方々ですので、その方々が自分たちの保険はきちんと負担をしていただいているということになりますので、やはり、平等性ということを考えれば、確かに国保の被保険者の方は所得も少なく、負担の割合も高いというのは、もう周知の事実なんですけれども、やはり、長与町の、一般会計の方から、税額が不足するから、補てんをしますっていうことはやはりできないことだと考えております。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

重ねてお伺いしますが、全国的な、法定外繰り入れをしてる自治体では、国保加入者の率が高いというふうに試算が出てるものなのかなどなのか。それとあわせて、今回の国保税の改定によって、モデルケースで、所得に対する国保の負担の割合がどれくらいかですね。と、以前資料でも出していただきましたけども、共済組合、あと健保組合の現状負担割合がですよ、そのモデルでどれくらいなのか、お示しをしていただきたいと思えます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

法定外繰り入れをしているところっていうのは、どちらかというと、財政的に豊かなところが多いです。財政的に豊かだから、一般会計繰り入れができるんだっていう考えもちろんあるんですけども、もう一つ、県の調整交付金っていう、県じゃない、すいません国の調整交付金というのがあります。調整交付金というのが、被保険者の所得に応じての算定をされるというのがあります。ある程度所得の高い保険者に対しては、調整交付金の額っていうのが下げられているっていうのは、事実です。国の、補助が入ってこない。それからもう一つ、この補正の方でもお願いをしてるんですけども、保険財政基盤の交付税措置の部分で、お金が入ってくる、全体で、国全体で1,000億円、交付税措置される分があります。それについても、財政力の高いところは、不交付団体となってしまいますので、国の支援が入ってこない。ですから、国からの収入が減額されていると、その分をすべて、被保険者に負担させるっていうことが難しいという判断に立って、一般会計からの法定外繰り入れをしている保険者もかなりあるというのは聞いております。それから、他制度等の比較ということなんですけれども、やはり、保険料の算定の仕方っていうのが、根本的に違います。国保は前の年の所得に応じて税率がかかってきます。それ以外の例えば協会健保にしる、共済とか組合けんぽにしる、その時の給料の額、標準報酬っていうんですかね、それに依って金額がかかってきますので、一概にこうちょっと比べることが難しい、のが現状かと思えます。国の方が出している、こういう国保中央会という資料があるんですけども、出してる資料があるんですけども、そこで25年度の国保と協会けんぽと健保組合の比較というところで、加入者1人当たりの保険料というのが、あります。国保については、1人あたりは8万5,000円で、1世帯当たり14万4,000円、それから、協会けんぽについては、10万6,000円。組合健保については11万4,000円と、いう形での、金額が出ております。やはり、それを、所得に対する負担率というところも出てるんですけども、国保が10.3%、協会けんぽが7.6%、健保組合が5.6%ということで、その所得に応じての、負担率っていうのは、国保が断トツに高いっていうのは、事実であります。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にお伺いしますけども、資料4と資料5を見比べると、国保の実態である、加入者の所得がですね、低所得者が圧倒的に多いというふうなことが理解できると同時に、滞納されてる世帯も、ここがやはり圧倒的に多いということで、やはりこうした状態の中で、今いろいろ、御説明があって、現状の財源不足から、やむを得ないというふうな判断でしょうが、やはりまた、滞納者をですね、増やす原因をつくり出すのではないかというふうな、懸念があるんですけども、そこはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

確におっしゃるように、税が上がると、また、その分払えないというような方もふえてくるのではないかというのは、確かに懸念はいたしております。ただ、やはり、所得、国保ってというのは、所得がなくても、最低額がかかってしまうという形になっておりますので、その最低額の方の負担をなるべく少なくするような形での今回の税率改定は行った、つもりでいます。7割軽減受けていらっしゃる方については、年間千円程度上がるという、試算にはなっておるんですけども、保険税が上がることによって、滞納者がふえるということがないように、今後も、収納率向上に努めていかなければならないと思っております。それから、今来てもらってる、収納推進の専門員なんですけれども、その人の考え方というのが、滞納分がどんどんどんどんふえると、なおさら払えなくなってくると、ということです。滞納がふえないような形での交渉のやり方とか、それからの、今は所得が全くなくても、前の年の所得にどうしてもかかってくるということが国保の1番のネックになります。前の年に例えば、300万400万の所得があって、仕事をやめられて、国保に入ってきたとなると、20万30万というような金額がどうしてもかかってしまいます。ですから、その部分について、どうやって払っていかうかというのを話をしながら、なるべく減らすような形、それから、どうしてももう、どう考えてもこの金額を払えないだろうというような判断に立ちますと、もう不納欠損で落とすしかないのかなど。滞納を、ゼロにして、きれいにした上で、新たな収納の、納付計画等をずっと立てていくとかいうことも必要なことなんだっていうことを、今の徴収の専門員の方は言うておりますので、その見きわめはきちんと、していかないといけないと思います。ある程度収入のある方について、もう払えないみたいだから、落としますということは一切していけないですし、今の、生活状況等をきちんと見きわめた上で、もう、これについては、もうとることは無理だなという部分については、不納欠損で、落としていくっていう決断も必要だと考えております。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

何でも制度は、良いんですよね、保険制度とか年金とか。そういう中で、今度は、受ける側、治療する、誰でも一緒でしょうけども、特に今の、あん摩さんというんですか、何というんですかね、病院でなくして、今、鍼灸院というのかな、昔は按摩さんというのかな、ちょっと腰が痛い時行くとか、病気とか治療と違って、もうちょっと腰が痛く、凝るけん行こうとかいうそういう何かこう傾向があるように見えるわけね。そういうのは、やっぱり治療としていく国保で認められてるんですかね、幾ら払えばもう安かけんとかいうふうな話も、いう会話の中で聞くわけね。そういうのが、逆に言えば、制度として良いんだけども今度は出るほうのね、やっぱり結構あるような気もするんですけども、その治療の何というか、見きわめというか、お医者さんが治療ばいと言えそうなるんでしょうけど、ちょっとそのあり方っていうか、何かちょっとその見解をね、聞かせてほしいですけどね。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、おっしゃるように、鍼灸、マッサージ等になるんですけども、それ医療で受けられる分につきましてはちゃんと医師の判断、医師の診断があつて、あなたはもう、この腰痛については、鍼灸、はり灸をしてもらった方が治るのではないかとということで、医師の診断があればそれについては、医療として認められています。それ以外に医療として認められなくて、ただちょっと腰が痛いとか、ちょっと肩が上がらないので、治療をしてもらいたいっていうことについては、医療としては、対象にならない部分がありますので、自己負担で支払いをしていただくっていう、のが現状となっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあその医師の診断というか指図書によって、ということ聞いたんですけどもそれは1回、その診断を受ければ、もうずっといいのか、あるいは、その中で一か月毎ちゃんとまた受けてから、いかなきゃならないとか、制度的な内容はどうなってるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、ちょっとすいませんはっきりして、覚えてないですけど3カ月か6カ月か有効期間があります。ですから、うちの方に療養費っていう形で上がってくるんですけどもその療養費の中にきちんとそのお医者さんの診断書がちゃんとついて、きております。

○委員長（河野龍二委員）

すいません、再度質問したいので委員長を交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、申し訳ないです、国保審議会に、提案されたということで、国保審議会での意見等々があればですね、ちょっとその審議会の状況を少しお伺いしたい。国保審議会には、提案された時期と、会議の回数室なんかも含めて、お伺いしたいと思います。あともう一つ、先ほど、質問した中で、ちょっと、答弁があつてなかったもので、今回その、資料2のモデルで出された改定案のですね、金額が22万9,800円なるというのが、これが、恐らく総収入が200万をモデルにしているのかなってちょっと思うんですけども、ですから、収入に対しての、この保険税の負担率っていうのがどれくらいなのかというの、この2点お伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

審議会の方ですけども、一応、提案理由でも御説明したように、11月の13日に行っております。そのときに、一応現状というのを説明いたしまして、28年29年の2年間、この間、どうしても前回は24年に改定があつて、26年度もちょっと単年度赤字ということで、説明をいたしまして、上昇したということでございます。そのときには、やはりあの、この委員会でも言われるにどうしても保険料の負担というのがあるけれども、ただ、現状の保険財政を見てるときにはもう、どうしようもないと言ったらおかしいんですが、かなり厳しいところがあるっていうことで御了承いただいたところでございます。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

モデルの保険料の部分ということで資料2の金額の部分での説明になります。ちょっとわかりにくかったんですけども、世帯の所得が課税所得が99万8,000円で、所得自体は、これに33万加えた形になりますので、132万8,000円というのが、所得になります。ただ所得というと、ちょっと収入と混乱をするので、すいません資料3のほうをちょっと見ていただければいいかと思うんですけど、このパターン3の、この課税所得100万円のところと、ほぼ一緒になりますかね、ここと、ちょっと2,0

00円しか変わってないという形になりますので、大体給与収入にすると、215万円ぐらい、年金収入にすると、65歳未満の方だと、227万円から65歳になると253万円の収入は、ある方になりますので、この率で見ると、大体、10%にはならないのかなということには思ってます、お1人だと、だいたい9%ぐらいですね、で世帯2名いらっしやると、22万8,800円になりますの、世帯お2人とかになると10.5%という形で、先ほど、言いました、だいたい10%強の金額を負担していただくことになるかと思えます。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、場内の時計で50分まで休憩します。

（休憩10時38分～10時50分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。本案についての、提案理由の説明を求めます。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第（2号）につきまして、御説明を申し上げます。まず、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,396万円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億906万3,000円とするものでございます。それでは、詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明をいたします。まず歳入ですが、6ページ7ページをお開きください。9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、額の確定による補正となります。保険基盤安定繰入金のうち、保険税軽減分については、54万6,000円の増、また、今年度から公費拡充がなされた保険者支援分が、3,355万8,000円の増となっております。この増の要因は、これまで財政支援の対象となっていなかった、2割軽減対象者についても支援の対象とするとともに、これまで、

7割、5割軽減対象者に応じた財政支援の補助率が引き上げられたこと、そして、その算定基準額が、これまでは前年度の平均収納額から、当年度の保険税算定額となったことによるものです。しかしながら、市町村への地方財政措置として交付税措置されております、財政安定化支援事業の繰入金につきましては、算定係数の変更等によりまして、314万4,000円の減額となっております。次に、歳出について説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。2款の保険給付費につきましては、財源組み替えによるもので、額の変更はございません。3款、後期高齢者支援金、4款前期高齢者交付金、6款介護納付金につきましては、27年度の負担額が確定しておりますので、当初予算からの過不足分を計上いたしております。1番下の11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3項償還金は、平成26年度の実績による国の療用給付費負担金の額が確定し、過大交付であったために、返還金が生じたので、2,648万5,000円を計上いたしております。続きまして12、13ページですが、12款予備費につきましては、歳入で超過する額702万6,000円を増額することで、収支の調整を行っております。以上が説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明を受けました。これから質疑を行います。質疑はありますか。歳入も歳出も、あんまり項目が多くないので、同時に、質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。質疑をしたいので委員長交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、せっかくですので、歳入のところ、7ページでお伺いしますが、保険基盤安定繰入金の保険者支援分ですね、公費の増額ということで、これまでと違って収納額が、基礎算定だったのが、算定額、税の総額に対して、支援分があるということで、これが、実際どれくらい増えるものなのかですね、収納額となるとやはり相当厳しい部分もあるかもしれませんが、算定額となると、どれ程度増える見込みがあるものなのか、それと、28、29年度も同じ、この安定繰入金があると思うんですけども、繰入金の時期は、やはりこの時期になるのかですね、12月っていうか、の繰入額が確定するのがこの時期になるものなのかですね。そこをお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

前年度との、差ということで金額を申し上げます。まず医療分につきましては、26年度が1人当たりの平均保険税収納額が、5万6,100円でした。それが、27年度、1人当たり算定額になりますと、6万7,645円、1万1,545円の増となります。それから、後期高齢者支援金分につきましては、26年度が1万6,395円、27年

度が1万9,897円となっておりますので、3,502円の増、それから、介護分につきましては、26年度が2万221円で、27年度が2万6,486円ですので、6,265円の増となっております。それから算定の基礎となる額がかなり増えているというのが、おわかりいただけるかと思います。それから28年度29年度についても、保険基盤は、この時期なのかということなんですが、この算定をするのが、10月20日現在の被保険者で、計算をするように、ずっととなっておりますので、法律等が変わらなければ、この時期で変わらないと思っております。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、了解しました。あと、その財政安定化支援事業繰入金ですが、減額されているということで、御説明いただいたんですけども、ちょっと、聞き逃しましたというかちょっと理解してないんで、もう一度、すいません、お願いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

財政安定化支援事業につきましては、算定される係数というのが、決まっております。この基準になるのが、まず、保険料の負担能力ということで、軽減世帯の割合数に応じて交付される額、それから区域内に病院が多いという、病床数の関係で、病院が多いから、それだけ医療費がかかるというところで、病床数過剰分ということで算定される分、それから年齢構成の差分ということで、高齢者が多いという割合での算定になります。長与町につきましては、保険料の負担能力分、軽減世帯が多いという部分での、交付はありません。21市町あるんですけども、長与町だけが不交付になっております。それから、病床数の過剰分につきましても、ベッド数については、入院できる、医療機関等、そんなに多くありませんので、この分についても長与町の交付は、対象外となっております。長与町で対象となっておりますのは、年齢構成の差分ということで65歳以上が多いという形での交付が受けられております。その分が、948万3,000円というところでの交付となっております。ですから、これが全体で、国全体の額が1,000億円ということになりますので、この係数というのが毎年変わって参ります。ですから、今回の分についてはこの年齢構成の差分という部分についての、割り当てが若干減っているということがありまして、今回減額になっているのかと判断しております。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代致します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出いづれでも結構です。他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。